# 日本農林規格調査会令 （平成十二年政令第二百九十号）

#### 第一条（組織）

日本農林規格調査会（以下「調査会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

##### ２

調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

##### ３

調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### 第二条（委員等の任命）

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

##### ２

専門委員は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引に関し専門的知識のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

#### 第三条（委員の任期等）

委員の任期は、二年とする。

##### ２

委員は、再任されることができる。

##### ３

臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

##### ４

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

##### ５

委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### 第四条（会長）

調査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

##### ２

会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

##### ３

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第五条（分科会）

調査会に、試験方法分科会（以下「分科会」という。）を置く。

##### ２

分科会は、調査会の所掌事務のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項（同法第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格に係るものに限る。）を処理することをつかさどる。

##### ３

分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、農林水産大臣が指名する。

##### ４

分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

##### ５

分科会長は、分科会の事務を掌理する。

##### ６

分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ７

調査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

#### 第六条（部会）

調査会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

##### ４

部会長は、当該部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ６

調査会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査会の議決とすることができる。

#### 第七条（議事）

調査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

調査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

#### 第八条（庶務）

調査会の庶務は、農林水産省食料産業局食品製造課において処理する。

#### 第九条（調査会の運営）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

# 附　則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一五年六月二五日政令第二七七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年七月二九日政令第二六三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年三月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月六日政令第六八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年九月九日政令第三一九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一月一七日政令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

#### 第二条（農林物資規格調査会の調査審議に関する経過措置）

農林水産大臣が、改正法附則第二条第一項の規定によりその例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下この項において「新法」という。）第三条から第五条まで、第七条第一項及び第九条の規定により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格（改正法第一条の規定による改正前の農林物資の規格化等に関する法律第二条第三項に規定する日本農林規格に該当するものを除く。）を定める場合における農林物資規格調査会における調査審議については、第三条の規定による改正後の日本農林規格調査会令（以下「新調査会令」という。）の規定の例による。

##### ２

農林水産大臣は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新調査会令第二条第一項の規定の例により、臨時委員を任命することができる。

#### 第三条（農林物資規格調査会の委員、専門委員及び会長に関する経過措置）

この政令の施行の際現に従前の農林物資規格調査会（以下この条において「旧調査会」という。）の委員である者は、施行日に、新調査会令第二条第一項の規定により日本農林規格調査会の委員として任命されたものとみなす。

##### ２

この政令の施行の際現に旧調査会の専門委員である者は、施行日に、新調査会令第二条第二項の規定により日本農林規格調査会の専門委員として任命されたものとみなす。

##### ３

この政令の施行の際現に旧調査会の会長である者は、施行日に、新調査会令第四条第一項の規定により日本農林規格調査会の会長として選任されたものとみなす。